

## 事業群評価調書（令和7年度実施）

基本戦略名	3-3 安全安心で快適な地域を創る	事業群主管所属・課(室)長名	土木部 住宅課	野口 孝
施策名	3 災害に強く、命を守る強靭な地域づくり	事業群関係課(室)	建築課	
事業群名	⑥ 住宅、建築物の耐震化の推進	令和6年度事業費(千円)	※下記「2. 令和6年度取組実績」の事業費(R6実績)の合計額	5,564

### 1. 計画等概要

#### (長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)

大規模地震が発生した時に建物や埠が壊れる被害から人の命や財産を守るために、多くの人が利用する大規模な建築物をはじめ、住宅、建築物に付属するブロック埠、緊急輸送道路沿いの建物等の耐震化を推進します。

#### (取組項目)

- i ) 大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援
- ii ) 耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援
- iii ) 木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援
- iv ) 小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック埠等の除却を支援

事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)		
	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合	目標値①	△	86%	87%	88%	89%	90%	90% (R7)	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合	耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震化は、県民の安全・安心の確保や耐震化に関する意識の向上に直結することから、対象建築物に対する指導・助言や、民間対象建築物の耐震診断から耐震改修までにかかる費用に対する支援を実施している。	
		実績値②	79% (R6)	85%	88%	88%	89%	△	進捗状況			
		達成率②/①	△	98%	101%	100%	100%	△	順調			
事業群	指標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)		
	危険ブロック埠等除却事業を実施する市町数	目標値①	△	9市町	12市町	16市町	19市町	21市町	21市町 (R7)	危険ブロック埠等除却事業を実施する市町数	危険ブロック埠等除却事業を実施する市町数	
		実績値②	3市 (R6)	5市	5市	5市	5市	△	進捗状況			
		達成率②/①	△	55%	41%	31%	26%	△	遅れ			
令和5年度に各市町へアンケート実施。 取りまとめ結果では、「市民要望なし」や「所有者管理が基本」との回答が多数で、制度制定に難色を示す市町が多く、正式依頼を行なうまで至らず、令和6年度も5市のまま、目標値を下回った。 一方、以前より実施検討を行っていた、2市町の担当者へは来年度に向けて検討を促した結果、令和7年度は6市に増加しているところ。（令和7年5月13日時点）												

### 2. 令和6年度取組実績（令和7年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業 事業番号	事務事業名	事業費(単位:千円)			事業概要 令和6年度事業内容及び実施状況 (令和7年度新規・補正事業は事業内容)	指標(上段:活動指標、下段:成果指標) 主な指標	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)			令和6年度事業の成果等			
			R5実績	うち一般財源	人件費(参考)			R5目標	R5実績	達成率				
			R6実績					R6目標	R6実績					
			R7計画					R7目標	△	△				
			事業実施の根拠法令等											
			事業期間	法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業 (公共、研究等)									
取組項目 i	○ 1	耐震・安心住まいづくり支援事業	0	0	0	●事業内容 地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。 ●実施状況 令和4年度に行なった耐震アンケートの集計と分析を行うとともに、補助内容の説明を希望する所有者へ個別訪問を行なった。	【活動指標】 特定建築物の耐震診断実施件数(件)	1	0	0%	●事業の成果 ・申込者がおらず、診断の実施ができなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は100%に近く、多数の者が利用する建築物の耐震化に一定寄与している。			
			0	0	0		1	0	0%					
			574	574	0		1	△	△					
			建築物の耐震改修の促進に関する法律				【成果指標】 多数の者が利用する建築物の耐震化率(%)	96	94	97%				
			H20-				96	94	97%					
			建築課	—	—		96	△	△					

取組項目 ii	○ 2	長崎県大規模建築物耐震化支援事業	117	117	0	<p>●事業内容 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震改修工事において、地元市町が所有者に対して実施する補助事業に、県が市町を通じて助成を行う。</p> <p>●実施状況 対象事業者に対し、個別訪問等により早期着手に向けた働きかけや相談対応を行った。</p> <p>建築物の耐震改修の促進に関する法律</p>	【活動指標】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物の耐震改修補助件数(件)	4	0	0%	<p>●事業の成果 ・令和6年度においては、これまで個別の相談対応を実施してきた2棟の民間建築物において、耐震化に向けた事業着手ができた。成果指標達成率は100%で、順調に進捗している。</p> <p>・耐震化未着手の所有者においては、当事業の活用を踏まえ、耐震化に向けた前向きな検討を行っている。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち、民間建築物については、当事業の活用により、順調に進捗している。</p>
			1,899	1,899	0		4	2	50%		
			32,608	32,608	0		4				
						【成果指標】 耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する大規模建築物のうち耐震性を有するものの割合(%)	88	88	100%		
			H26-				89	89	100%		
取組項目 iii iv	○ 3	耐震・安心住まいづくり支援事業（木造・戸建住宅）	5,144	2,794	4,595	<p>●事業内容 木造住宅の所有者が地元市町の補助事業を活用して耐震診断、耐震改修工事を行う場合、県が市町を通じて助成を行なう。</p> <p>●実施状況 令和6年度は21市町を通じて62件耐震補助（診断56件、改修工事6件）を行なった。</p>	【活動指標】 住宅の耐震補助件数(件)	83	50	60%	<p>●事業の成果 ・戸別訪問については、コロナ禍以降、訪問をとりやめ、ダイレクトメールの発送(85,381件)の代替手段に変更した市町もある為、実績が50%と目標達成に至らなかつたが、各手段にて広く周知を図った。</p> <p>また、各地区や関連イベントのブースにて耐震相談会を実施。</p> <p>●事業群の目標達成への寄与 ・成果指標達成率は95%と目標には届いていないものの、住宅の耐震化率の向上に一定寄与している。</p>
			3,665	2,151	4,731		83	62	74%		
			13,393	8,576	4,727		83				
			H18-			【活動指標】 木造戸建住宅への戸別訪問件数(件)	1,000	589	58%		
			住宅課	—	—		1,000	509	50%		
						【成果指標】 住宅の耐震化率(%)	93	88	94%		
							94	90	95%		
							95				

### 3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i 大規模な建築物並びに緊急輸送道路沿いの建築物の耐震診断及び耐震改修計画の策定を支援	●実績の検証及び解決すべき課題 耐震改修に係る多額の費用負担や施設の耐用年数の検討も踏まえた建替え計画へ方針変更等により、耐震診断及び耐震改修計画作成件数が伸び悩んでいる状況にある。 特に、学校・病院・福祉施設等以外の耐震改修に係る補助制度がない用途（ホテル・店舗等）の耐震化率が伸び悩んでいる。	●課題解決に向けた方向性 HP等により事業を広告し、今後も市町と連携して個別訪問等により技術的な相談対応や事業の説明を行うなど、きめ細やかなフォローを実施していく。また、アンケート調査等により耐震化が図られていない要因を把握・分析し、事業の改善等を検討する。
ii 耐震改修促進法により耐震診断を義務付けられた大規模建築物の耐震改修工事を支援	●実績の検証及び解決すべき課題 法により耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の耐震化については、順調に進捗しているが、連動する国交省所管の補助事業の適用期限が、令和6年度から令和7年度までとなっており、令和8年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性がある。 また、耐震改修計画作成を行なった建築物でも、資金計画等の都合で耐震化の工事に着手できず、進捗が見られない建築物が存在している。	●課題解決に向けた方向性 国の補助事業の適用期限について、所有者に周知を図るとともに、所有者に対して、個別訪問等により個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応を行い、耐震改修の早期の着手を促す必要がある。 特に長年、進捗が見られない建築物については、個別訪問等を強化していく必要がある。
iii 木造住宅の耐震診断、耐震改修計画策定及び耐震改修工事を支援	●実績の検証及び解決すべき課題 住宅の耐震化率は、微増ではあるが、住宅の耐震化率の向上に寄与しており、令和6年度までに90%となつたが、成果指標達成率95%の目標値には至っていない。 更なる耐震化促進のためには、住民負担を軽減できる補助率が高い国の総合支援制度の活用が効果的であるが、住民への戸別訪問や講習会の実施などのアクションプログラム実施が要件のため、市町の事務負担が大きく、活用は3市町に留まっている。	●課題解決に向けた方向性 国の補助要件として、直接的に住宅所有者へ住宅耐震化を促すための取組として戸別訪問を実施する必要があったが、市町の負担軽減策として、対象住宅の所有者に対し固定資産税納税通知書に周知文書を同封するダイレクトメールの手法でも可である等の情報を市町に提供し、総合支援制度実施市町を増加させる。 また、令和7年度より拡充した耐震シエルター等の設置への支援においても各市町へ活用を促し、耐震改修が難しい方への選択肢の一つとして周知していく。

iv 小中学校の通学路に面する転倒・倒壊の危険性があるブロック塀等の除却を支援

●実績の検証及び解決すべき課題

危険ブロック塀等除却支援事業を実施している5市においては、補助予定件数に対し5割程度は実績があるものの、未実施の16市町においては、ブロック塀に関する相談自体が少なく、そのため各市町においても補助制度構築をためらう要因ともなっている。

●課題解決に向けた方向性

県民への制度周知を図るとともに、建築物防災週間での重点点検などによる危険ブロック塀等所有者への指導と長崎県住宅・建築物耐震関係連絡調整会議等で補助制度の策定を市町へ強く働きかけていく。

#### 4. 令和7年度見直し内容及び令和8年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業番号	事業事業名 事業期間 所管課(室)名	令和7年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和7年度の新たな取組は「R7新規」等と、見直しがない場合は「—」と記載	令和8年度事業の実施に向けた方向性		
				事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目i	○	1 耐震・安心住まいづくり支援事業 H20- 建築課	アンケートの調査結果を元に個別訪問等を行った結果、事業についての認識がなく、広く周知されていないことが見受けられたため、HP等を用いて広報を行うこととした。加えて、技術的な相談対応や事業の説明など、きめ細やかな相談対応を行うとともに、市町との意見交換を通し、連携を行なながら、事業内容等の周知を行っていくこととした。	⑤	HP等により事業の周知に努めるとともに、引き続き、市町と連携を行いながら個別訪問等により、きめ細やかな相談対応や実績が上がらない要因等を分析し、今後の事業の存続も含めて、事業の拡充・改善等を検討していく。	改善
取組項目ii	○	2 長崎県大規模建築物耐震化支援事業 H26- 建築課	これまで以上に市町と連携をし、耐震改修に着手していない所有者に対する個別訪問等を行うことで、個別の事情を把握し、きめ細やかな相談対応により、耐震改修工事の令和7年度中の着手を促す。	⑥	連動する国の補助制度が令和7年度が適用期限となり、令和8年度以降、対象要件等の内容が改正される可能性があるため、改正を踏まえた事業内容を検討するともに、対象建築物所有者に対して、その内容等の周知を行う。また、耐震改修に着手していない所有者に対する個別訪問等を強化し、個別の事情を把握や、きめ細やかな相談対応により、早期の耐震改修工事の着手を促す。	改善
取組項目iii iv	○	3 耐震・安心住まいづくり支援事業（木造・戸建住宅） H18- 住宅課	市町を集めた「長崎県住宅・建築物耐震関係連絡調整会議」（オンライン参加含む）を開催し、木造住宅耐震化の現状についての情報共有を行うとともに、耐震化の重要性の再認識を行なう。 また、補助事業について、従来制度と総合支援制度の比較等を行い、市町や県民に有利な総合支援制度の活用や令和7年度より拡充した耐震シェルター等の設置への支援についても新たに選択しとして市町に活用を働きかける。	⑤	国及び県からの補助金は市町を通じた間接補助制度であるが、制度構築に至っていない市町が多数ある。令和6年度に引き続き、市町が制度構築に至っていない理由や支障事項、県民のニーズを分析するとともに、先進事例や耐震シェルター等の選択肢を含めて市町へ情報提供を行い、ニーズにあった制度構築を調整していく。	改善

注：「2. 令和6年度取組実績」に記載している事業のうち、令和6年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点